

合併協定項目番号	23 - 22	合併協定項目名	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	生涯学習分科会
調整方針(案)	1 幼稚園保育料については、合併までに統一するものとする。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
幼稚園保育料	<p>1. 設定 観音寺市立幼稚園保育料徴収条例 月額 6,000円 H9.4.1</p> <p>2. 通知 ・ 3月末に保育料納入通知書兼領収書 保育料収入伝票入力票、収入報告書 を各園に送付</p> <p>3. 納入方法 ・ 毎月指定日に保護者の口座より親口 座に振り込まれた保育料を園長が引 き落とし、指定金融機関に納入 ・ 納入後保育料収入伝票入力票と収納 報告書を市教委に報告 ・ 9月より毎月15日金融機関振り替え 4月は20日、3月は10日</p> <p>4. 滞納処理 ・ 各園長が現金収納</p>	<p>1. 設定 大野原町立幼稚園保育料徴収条例 月額 5,900円 H14.4.1</p> <p>2. 通知 毎月納付書により父兄に通知 前月分の領収書も送付</p> <p>3. 納入方法 口座振替 毎月26日引落</p> <p>4. 滞納処理 各金融機関からの連絡により 幼稚園から保護者に連絡</p>	<p>1. 設定 豊浜町立幼稚園保育料条例 月額 5,900円 H14.4.1</p> <p>2. 通知 入園前説明会にて保護者に周知</p> <p>3. 納入方法 金融機関から毎月25日引落し 年度末に保護者に納入通知書を渡す</p> <p>4. 滞納処理 引落しができなかった場合は、窓口払いとし その都度納付書を発行 経済的理由により支払いが困難な者は保育料 の減免措置伺い教育長に速やかに提出 減免措置をする。</p>				

合併協定項目番号	23 - 22	合併協定項目名	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	生涯学習分科会
調整方針(案)	2 預かり保育については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整するものとする。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
預かり保育		<p>1.対象 大野原幼稚園に通園する4歳児、5歳児のみ 50名程度</p> <p>2.保育料 ・月額 7,500円 ・おやつ代 3,000円 ・保育終了後、午後2時～午後6時 ・土曜日 午前8時～12時まで</p> <p>3.減免 ・多胎児が就園する世帯 第3子以降全額 ・生活保護世帯 ・災害、その他特別な理由がある世帯 教委が認める額</p> <p>4.事務手続き関係 ・預かり保育希望申込み書、就労証明書添付</p> <p>5.その他 ・町教諭 1名 当番制 ・臨時職員 1名</p>	<p>1.対象者 幼稚園保育終了後、臨時に家庭の事情により 終園後の保育ができない理由がある園児 3・4・5歳児 1日平均10名</p> <p>2.保育料 1日500円（おやつ代含む） 夏季休業中1日700円（弁当、おやつ代除く） 実施日時 月～金曜日午後2時～5時30分 夏季休業中午前8時30分～5時30分</p> <p>3.減免措置</p> <p>4.手続き 前月末に申込み調査 期日・理由・時間</p> <p>5.その他 ・開始年度 平成9年度～現在 ・保育者 預り保育専従の嘱託職員の採用</p>				

合併協定項目番号	2 3 - 2 2	合併協定項目名	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	生涯学習分科会
調整方針(案)	3 就学援助費については、合併時に統一するよう調整するものとする。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
就学援助費	<p>1 要綱の状況 観音寺市就学援助費支給事務処理要領</p> <p>2 当初認定の手順 継続保護者への通知（1～2月） 保護者から学校へ書類提出 学校から教育委員会へ書類提出 民生委員会で意見書提出依頼 3月定例委員会で認定 結果を学校長に通知</p> <p>3 途中認定の手順（10月認定） 保護者から学校へ書類提出（9月中） 学校から教育委員会へ書類提出 結果を学校長に通知</p> <p>4 審査時の世帯状況調査の程度 学校長・民生委員の意見を参考に 事務処理要領に基づき決定</p> <p>5 現在の認定人数 準要 小学校 161名（児童総数の6.2%） 中学校 93名（生徒総数の8.3%） 要 小学校 4名（児童総数の0.5%） 中学校 6名（生徒総数の0.5%）</p> <p>6 不認定の有無 市教委より学校長に通知 学校長より保護者・民生委員へ連絡</p> <p>7 その他特別の理由の適応状況 事務処理要領に基づくが学校長及び 民生委員の意見を重視</p>	<p>1 要綱の状況 制定していないが、就学援助事務処理要綱による。</p> <p>2 当初認定の手順 継続保護者への周知（2月） 保護者から民生委員を経由して 学校への書類提出 ・申請書 民生委員申請書 ・所得証明（発行手数料免除） 学校から教育委員会へ書類提出 （3月初旬） 3月定例委員会で審査 審査結果を学校長へ通知</p> <p>3 途中認定の手順 学校若しくは事務局から書類の 手渡し 保護者から民生委員を経由して学校へ 書類提出 ・申請書 民生委員覚え書 ・所得証明（発行手数料免除） 学校から教育委員会への書類提出 次期教育委員会で審査 審査結果を学校長に通知</p> <p>4 審査時の世帯状況調査の程度 母子家庭については、児童扶養手当の 支給状況 学校が聞き取り調査</p> <p>5 現在の認定人数 小学校 児童数 33名 中学校 生徒数 11名</p> <p>6 不認定の有無 有</p> <p>7 その他特別の理由の適用状況 離別、死別、による母子家庭等</p>	<p>1 要綱の状況 準要保護児童生徒の認定について</p> <p>2 当初認定の手順 継続保護者への通知（1月下旬） 保護者から民生委員を経由して 教育委員会へ書類提出（2月中旬） 学校長・民生委員の意見を参考に、 認定についてに基づき決定 結果を学校長に通知</p> <p>3 途中認定の手順 学校若しくは事務局から書類の 手渡し 保護者から民生委員を経由して 教育委員会へ書類提出 結果を学校長に通知</p> <p>4 審査時の世帯状況調査の程度 学校長・民生委員の意見を参考に、 認定についてに基づき決定</p> <p>5 現在の認定人数 準要 小学校 11名 （児童総数557人1.97%） 中学校 12名 （児童総数249人4.82%） 要 なし</p> <p>6 不認定の有無 有</p> <p>7 その他特別の理由の適用状況 離別・死別、による母子家庭等</p>				

合併協定項目番号	23 - 22	合併協定項目名	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	生涯学習分科会
調整方針(案)	3 就学援助費については、合併時に統一するよう調整するものとする。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
就学援助費	<p>8 支給額の算定方法 認定月から支給 支給額 （要保護）（準要保護）（特殊） 7学用品費,通学用品費 ・小1 なし 11,100円/年 左の1/2 ・小2～6 なし 13,270円/年左の1/2 ・中1 なし 21,700円/年左の1/2 ・中2～3 なし 23,870円/年左の1/2 イ新入学児童生徒学用品費 ・小学校 なし 19,900円/年左の1/2 ・中学校 なし 22,900円/年左の1/2 ウ校外活動費（宿泊を伴わないもの） ・小学校 なし 1,510円/年左の1/2 ・中学校 なし 2,180円/年左の1/2 エ校外活動費（宿泊を伴うもの） ・小学校 なし 3,470円/年左の1/2 ・中学校 なし 5,840円/年左の1/2 オ修学旅行費 実費支給 実費支給 左の1/2 カ学校給食費 なし 実費支給 左の1/2 キ医療費 実費支給 実費支給 左の1/2</p> <p>9 支給方法 学校長 保護者口座 給食費は給食センター払い</p> <p>10 認定の廃止及び精算 給食費は日割支給 学用品費等は月割支給</p>	<p>8. 支給額の算定方法 基本的に認定月からの月別支給 新入学用品は途中認定者には支給しない。 支給額 （要保護）（準要保護）（特殊） 7学用品費,通学用品費 ・小1 なし 11,100円/年 左の1/2 ・小2～6 なし 13,270円/年左の1/2 ・中1 なし 21,700円/年左の1/2 ・中2～3 なし 23,870円/年左の1/2 イ新入学児童生徒学用品費 ・小学校 なし 19,900円/年左の1/2 ・中学校 なし 22,900円/年左の1/2 ウ校外活動費（宿泊を伴わないもの） ・小学校 なし 1,510円/年左の1/2 ・中学校 なし 2,180円/年左の1/2 エ校外活動費（宿泊を伴うもの） ・小学校 なし 3,470円/年左の1/2 ・中学校 なし 5,840円/年左の1/2 オ修学旅行費 実費支給 実費支給 左の1/2 カ学校給食費 なし 実費支給 左の1/2 キ医療費 実費支給 実費支給 左の1/2</p> <p>9. 支給方法 各学校長 保護者</p> <p>10. 認定の廃止及び精算 月割に支給</p>	<p>8. 支給額 支給額 （要保護）（準要保護）（特殊） 7学用品費,通学用品費 ・小1 なし 11,100円/年 左の1/2 ・小2～6 なし 13,270円/年左の1/2 ・中1 なし 21,700円/年左の1/2 ・中2～3 なし 23,870円/年左の1/2 イ新入学児童生徒学用品費 ・小学校 なし 19,900円/年左の1/2 ・中学校 なし 22,900円/年左の1/2 ウ校外活動費（宿泊を伴わないもの） ・小学校 なし 1,510円/年左の1/2 ・中学校 なし 2,180円/年左の1/2 エ校外活動費（宿泊を伴うもの） ・小学校 なし 3,470円/年左の1/2 ・中学校 なし 5,840円/年左の1/2 オ修学旅行費 実費支給 実費支給 左の1/2 カ学校給食費 なし 実費支給 左の1/2 キ医療費 実費支給 実費支給 左の1/2</p> <p>9. 支給方法 学校長 保護者口座</p> <p>10. 給食費は日割支給 学用品費等は月割支給</p>				

合併協定項目番号	23 - 22	合併協定項目名	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	生涯学習分科会
調整方針(案)	4 就園奨励費補助については、平成18年度から統一するよう調整するものとする。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
就園奨励費補助	<p>1. 要件 対象は公立・私立とも3歳児・4歳児・5歳児を持つ保護者に対して毎年6月に入り市民税課税証明をもって認定し該当世帯には減免する。</p> <p>2. 手続き 申請者はそれぞれ公・私立幼稚園で行う。 公立幼稚園－6月末で調整7月より減額 （年減免金額は国と市の基準をプラス） 申請書・委任状・減額調書・課税証明 私立幼稚園－9月・3月に該当者に支給 （年減免金額は国の基準と同じ） 申請書・委任状・減額調書・課税証明</p> <p>3. 助成金額 公立幼稚園 生活保護世帯及び市民税非課税世帯 ・1人就園及び同一世帯2人就園年長者 年減免金額 72,000円 ・同一世帯2人就園次年長者 年減免金額 36,000円 ・同一世帯3人就園3人目 年減免金額 52,000円 市民税所得割非課税世帯 ・1人就園及び同一世帯2人就園年長者 年減免金額 20,000円 ・同一世帯2人就園次年長者 年減免金額 36,000円 ・同一世帯3人就園3人目 年減免金額 52,000円 私立幼稚園 生活保護世帯及び市民税非課税世帯 ・1人就園及び同一世帯2人就園年長者 年減免金額 136,800円 ・同一世帯2人就園次年長者 年減免金額 178,000円 ・同一世帯3人就園3人目 年減免金額 220,000円 市民税の所得割が非課税となる世帯 ・1人就園及び同一世帯2人就園年長者 年減免金額 104,200円 ・同一世帯2人就園次年長者 年減免金額 155,000円 ・同一世帯3人就園3人目 年減免金額 207,000円 市民税の所得割課税の額が8,800円以下となる世帯 ・1人就園及び同一世帯2人就園年長者 年減免金額 79,900円 ・同一世帯2人就園次年長者 年減免金額 138,000円</p>	<p>1. 要件 ・市民税非課税世帯及び生活保護世帯 金額（5,900円×12） ・多胎児（三つ子以上）が就園する世帯 金額（5,900円×12） ・市民税の所得割が非課税となる世帯 20,000円 ・災害、その他特別の事由のある世帯 教育委員会が定める額</p> <p>2. 手続き ・申請者は減額申請書及び課税照明を添付し申請。 教育委員会で審査、減免通知書を送付。</p> <p>3. 助成金額 ・要件と同じ</p>	<p>1. 要件 ・生活保護世帯 ・市民税が非課税となる世帯 ・市民税の所得割が非課税となる世帯</p> <p>2. 手続き 継続保護者への通知（2月） 保護者から民生委員を経由して教育委員会へ</p> <p>3. 助成金額 入園進級時用品代・遠足代 全額補助 給食代 1,700円/月補助 保育料全額免除</p>				

合併協定項目番号	23 - 22	合併協定項目名	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	生涯学習分科会
調整方針(案)	<p>4 就園奨励費補助については、平成18年度から統一するよう調整するものとする。</p> <p>5 豊浜町育英資金の貸付制度については、合併時に廃止するものとする。ただし、償還については現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
就園奨励費補助	<ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯3人就園3人目 年減免金額 197,000円 市民税の所得割課税の額が102,100円以下となる世帯 ・1人就園及び同一世帯2人就園年長者 年減免金額 56,100円 ・同一世帯2人就園次年長者 年減免金額 122,000円 ・同一世帯3人就園3人目 年減免金額 187,000円 						
奨学資金			<p>1. 制度要件 町内に在住する高校生及び大学生</p> <p>2. 貸付手続き ・町長に申し込み 提出書類 履歴書 高等学校在学証明書又は入学許可書 財産、所得及び家族に関する調書 ・豊浜町育英資金貸付審査委員会 (定員は7人、任期は4年)の審査 ・保証誓約書 保護者及び保証人2名 ・貸付限度 ・期間 当該学校へ入学の月又は貸付許可の翌月から卒業の月までの期間 ・金額 高校生1人月額 10,000円以内 大学生1人月額 30,000円以内 ・利息 無利子</p> <p>3. 返済方法等 当該学校を卒業後6ヶ月据え置き 毎月末貸付額の償還</p> <p>4. 償還の免除 ・貸付を受けた者が償還期間中に死亡したときは、その残額を免除される。 ・疾病、進学等特別な理由がある時は委員会の承認後、猶予または免除することができる。</p> <p>5. 償還契約書 保護者及び保証人2名連署</p>				

合併協定項目番号	23-22	合併協定項目名	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	生涯学習分科会
----------	-------	---------	------------------------	-------	------	------	---------

調整方針(案)	6 スクールバス等の運行については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。						
---------	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--

項目	観音寺市	大野原町	豊浜町
スクールバス等の運行	<p>1. スクールバスの路線数 1路線</p> <p>2. バス所有台数 0台（タクシーに代替）</p> <p>3. 対象人数 柞田幼稚園 12人</p> <p>4. 使用料 無料</p> <p>5. 運行関係 (1) 運行区間 木之郷町JA木之郷支店から柞田幼稚園</p> <p>(2) 運転直営・委託の別 タクシー会社へ委託</p> <p>(3) 所有するバス タクシーにて代替</p> <p>(4) 年間予算 968千円</p> <p>(5) 今後の方針 幼稚園の統合を予定しており 4園体制が整えばバスを計画 現在の体制は平成14年4月より 実施</p>	<p>1. スクールバスの路線数 2路線</p> <p>2. バス所有台数 2台</p> <p>3. 対象人数 五郷小学校 22人 大野原幼稚園 134人</p> <p>4. 使用料 無料</p> <p>5. 運行関係 (1) 運行区間 旧五郷村の大字井間以外の区域 (五郷小) 旧大野原村の一部以外（花稻、 十三塚、高松、赤岡、東村、安井） 大野原幼稚園（シルバー補助員）</p> <p>(2) 運転直営・委託の別 直営</p> <p>(3) 所有するバス 45人乗り 90年9月 38人乗り 94年3月</p> <p>(4) 年間予算（人件費除く） 1,800千円</p> <p>(5) 今後の方針 現状維持</p>	<p>1. スクールバスの路線数 1路線</p> <p>2. 所有台数 1台</p> <p>3. 対象人数 豊浜小学校 29人 豊浜幼稚園 14人</p> <p>4. 使用料 無料</p> <p>5. 運行関係 (1) 運行区間 豊浜小学校より箕浦公民館前広場 豊浜幼稚園より箕浦公民館前広場</p> <p>(2) 運転直営・委託の別 豊浜町直営</p> <p>(3) 所有するバス 補助席つき29人乗り</p> <p>(4) 年間予算 人件費 運転手1人 6,760千円 燃料費 216千円 保険 48千円 自賠責 18千円 重量税 41千円</p> <p>(5) 今後の方針 平成13年10月購入 前回平成7年購入 7年目で償却処分</p>

合併協定項目番号	23 - 22	合併協定項目名	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	生涯学習分科会
調整方針(案)	7 中学校新入生ヘルメット購入補助については、合併時に統一するものとする。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
ヘルメット 購入補助	<p>中学校新入生ヘルメット購入補助</p> <p>1 助成についての考え方 自転車通学生徒の安全確保</p> <p>2 助成金額 要保護・準要保護生 購入金額 2/3 一般生徒 購入金額 1/2</p> <p>3 対象者 新入自転車通学生徒全員の内希望者</p>	<p>中学校のヘルメット購入助成金</p> <p>1 助成についての考え方 自転車通学生徒の安全確保</p> <p>2 助成金額 一人当たり 1,000円</p> <p>3 対象者 新中1年生(自転車通学者)</p>	<p>新中学1年生通学用ヘルメット助成</p> <p>1 助成についての考え方 自転車通学生徒の安全確保</p> <p>2 助成金額 購入金額 1/2助成 (総務課より助成)</p> <p>3 対象者 新入自転車通学生徒全員</p>				

合併協定項目番号	23 - 22	合併協定項目名	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	生涯学習分科会
調整方針(案)	8 児童及び生徒の校外活動費補助については、現行のとおり引き継ぎ、助成金額については、新市において再編調整するものとする。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
校外活動費補助	<p>1. 児童派遣費 対象 教委が主催・後援等の大会 交通機関 JR・バス・タクシー・船 負担割合 市 10割 個人 なし 市町大会 市の旅費規程により交通費支給 地区大会 市の旅費規程により交通費支給 県大会 市の旅費規程により交通費支給 四国大会 交通・宿泊費(8500限度)支給 全国大会 交通・宿泊費(8500限度)支給</p> <p>2. 生徒派遣費 対象 教委が主催・後援等の大会 交通機関 JR・バス・タクシー・船 負担割合 市 10割 個人 なし 市町大会 市の旅費規程により交通費支給 地区大会 市の旅費規程により交通費支給 県大会 市の旅費規程により交通費支給 四国大会 交通・宿泊費(8500限度)支給 全国大会 交通・宿泊費(8500限度)支給</p> <p>3. 校外宿泊学習 実施場所 五色台 対象 要保護・準用保護の 中学2年生 費用 国庫補助と同額支給(扶助費)</p> <p>4. 小学校5年生の洋上学習 1 活動内容 燧灘洋上や伊吹島にて、自然や社会の 実地体験学習をする。 2 助成金額 予算額467千円</p> <p>5. クラブ活動補助 クラブ活動の引率と振興補助 助成金額 中学校 引率補助 350,000円 振興補助 125,000円</p> <p>6. 障害児学習 小中障害児学級の日帰り遠足助成 助成金額 年額 80,000円</p>	<p>1. 児童派遣費 対象 教委が主催・後援等の大会 交通機関 JR・バス・スクールバス・タクシー・船 負担割合 町 10割 個人 なし 市町大会 実費支給(スクールバス) 地区大会 実費支給(スクールバス) 県大会 実費支給(スクールバス) 四国大会 交通・宿泊費(12,000円限度)支給 全国大会 補正にて対応</p> <p>2. 生徒派遣費 対象 教委が主催・後援等の大会 交通機関 JR・バス・タクシー・船 負担割合 町 10割 個人 なし 市町大会 実費支給 地区大会 実費支給 県大会 実費支給 四国大会 交通・宿泊費(12,000円限度)支給 全国大会 補正にて対応</p> <p>3. 校外宿泊学習 実施場所 五色台 対象 大野原小学校5年生全員 費用 個人負担 町費負担で全額補助</p> <p>実施場所 屋島 対象 中学校2年生全員 費用 個人負担 要保護・準要保護生徒 町費負担で全額補助</p> <p>5. クラブ活動補助 小学校 無 中学校 休日引率費 予算78,000円</p> <p>6. 障害児学習 小中障害児野外活動費 助成金額 50,000円</p>	<p>1. 児童派遣費 対象 教委が主催・後援等の大会 交通機関 JR・町バス・スクールバス・タクシー・船 負担割合 町 10割 個人 なし 市町大会 実費支給 地区大会 実費支給 県大会 実費支給 四国大会 実費支給 全国大会 補正にて対応</p> <p>2. 生徒派遣費 対象 教委が主催・後援等の大会 交通機関 JR・町バス・スクールバス・タクシー・船 負担割合 町 10割 個人 なし 市町大会 実費支給 地区大会 実費支給 県大会 実費支給 四国大会 交通・宿泊費(生徒9,000円 引率者12,000円限度)支給 全国大会 補正にて対応</p> <p>3. 校外宿泊学習 実施場所 五色台 対象 小学校5年生全員 費用 個人負担 町費負担で全額補助</p> <p>実施場所 屋島 対象 中学校2年生全員 費用 個人負担 要保護・準要保護生徒 町費負担で全額補助</p> <p>5. クラブ活動補助 小学校 無 中学校 生徒派遣費より支出</p> <p>6. 障害児学習 小中障害児野外活動費 助成金額 50,000円</p>				

合併協定項目番号	23 - 22	合併協定項目名	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	生涯学習分科会
調整方針(案)	9 中学校生徒海外研修については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整するものとする。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
中学校生徒海外研修		<p>1. 時期 夏休み</p> <p>2. 期間 ホームステイ 5泊 ホテル 3泊</p> <p>3. 派遣先 ニュージーランド</p> <p>4. 人員 大中3年 10名程度 引率 2名</p> <p>5. 助成額 経費の内 1/2は町が負担 1人あたり20万円限度 (国際交流協会で予算化)</p> <p>6. 資格要件 中学3年に在籍している者で、 保護者の承諾が得られる者。 その他応募資格要件による。</p> <p>7. 選考方法 大野原町国際交流協会で選定</p> <p>8. その他 これからの国際化に対応した人材を育成するために、 平成12年度より実施している。</p>	<p>1. 時期 8月下旬</p> <p>2. 期間 9日間 ホームステイ3泊 ホテル4泊 (ゴールドコースト1泊) (シドニー 2泊) (大阪 1泊)</p> <p>3. 派遣先 オーストラリア(ゴールドコースト)</p> <p>4. 派遣人数 生徒10名、引率者2名</p> <p>5. 助成額 旅費、滞在費、食費等の合計金額の うち、2分の1を町が助成 (渡航手続費用は本人負担)</p> <p>6. 派遣生徒の応募資格要件 ・中学校第3学年に在籍している者。 ・派遣に関し、保護者の承諾が得られる者。 ・学校の代表として、外国の中学生等との友好親善に意欲的に 取り組むとともに、帰国後は体験したことや学んだことを生 かし、活気に満ちた学校生活の実現に貢献できることが期待 される者。 ・生徒会活動、体育的活動、芸術・文化的活動、地域の文化の 伝承活動や地域社会への奉仕活動などに意欲的に取り組み他 の生徒の模範となる者。 ・学業成績が、普通程度以上の者。 (評価基準1・2年の全教科平均3.0以上) ・英会話について、ある程度のコミュニケーション能力がある者。 ・一週間の海外生活に耐えうる心身ともに健康な者。 ・外国の訪問先(児童)から豊浜町にホームステイを希望した ときは、原則として受け入れられる家庭。</p> <p>7. 派遣生徒の選考方法 中学校長、教育委員会の推薦に基づき、実行委員会で決定する。</p>				

合併協定項目番号	23 - 22	合併協定項目名	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	生涯学習分科会
調整方針(案)	10 姉妹町村少年交流については、現行のとおり引き継ぎ、新市において検討するものとする。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
姉妹町村少年交流		1. 時期 夏休み 2. 期間 3泊4日 3. 派遣先 真狩村 4. 参加者（小学6年生） 大小 14名 五小、紀小、萩小（男女各1名） 引率 養護教諭1名 5. 経費 1/2補助 約40,000円 6. 資格要件 小学6年生に在籍している者で、 保護者の承諾が得られる者。 その他応募資格要件による。 7. 選考方法 各学校で選定					